

# 関東学院大学工学部履修規程

(2000年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、工学部における履修に關し、必要な事項を定める。

2 本学部における学修については、学則によるほか入学年度の本履修規程によることを原則とする。  
(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、共通科目及び専門科目で構成する。

2 共通科目は、教養科目、外国語科目及び保健体育科目に区分する。

3 専門科目は、工学基礎科目、工学共通専門科目及び学科専門科目に区分する。

(授業科目の必選別)

第3条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別する。

2 必修科目は、必ず履修しなければならない。

3 選択必修科目は、選択のうえ履修しなければならない。

4 選択科目は、任意に選択して履修することができる。

(単位)

第4条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、製図及び実技等については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

3 授業科目に対する単位数及び必修・選択必修・選択の区別は、授業科目配当表に定めるところによる。

(履修登録の提出)

第5条 学生は、その年度に履修しようとするすべての授業科目を「履修登録届用紙」または「Web履修システム」を用いて申請し、所定の期日までに登録を完了しなければならない。所定の期日以後は、授業科目を追加登録又は登録変更することは、原則として認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 各学期で履修登録できる単位数の合計は、春学期24単位及び秋学期24単位を超えてはならない。ただし、諸課程等開講科目の単位数は、これに含めない。

(履修未登録科目の無効)

第7条 履修登録していない授業科目は、受講して試験を受けても無効である。

(履修登録科目の変更)

第8条 秋学期の始めに期日を定め、履修登録科目の変更の受け付けを行う。ただし、学科の指定する科目は除く。所定の期日以後は、履修登録科目を変更することは、原則として認めない。

(履修登録の締切日)

第9条 所定の履修登録締切期日を過ぎてから履修登録をすることは、原則として認めない。ただし、履修登録遅延の理由について、学部長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。

2 前項ただし書きの場合でも、春学期及び秋学期のそれぞれの全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。

(履修登録の取消し)

第9条の2 2011年度以降入学生は、学科の指定する科目を除き、春学期及び秋学期に期日を定めて履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。

(クラス指定科目の履修)

第10条 クラス指定のある授業科目は、指定クラス以外で履修することは、原則として認めない。ただし、再履修の場合は、第12条第2項による。

(配当セメスターの履修制限)

第11条 上級セメスターに配当されている授業科目を、下級セメスターの学生が履修することはできない。

(不合格科目の再履修)

第12条 一度不合格となった授業科目を再履修する場合は、改めて履修登録をしなければならない。

2 再履修におけるクラス選定は、原則として任意であるが、特に指定することがある。

(重複登録の禁止)

第13条 同一授業時間に2科目以上の授業科目を重複登録することは認めない。

(履修登録人数制限)

第14条 指定した授業科目に限り、履修登録人数を制限することがある。この場合は、履修登録以前の指定日時に予備登録をしなければならない。

(単位の認定)

第15条 履修登録科目の単位認定は、別に定める試験規程に基づき、試験によって行う。ただし、授業期間中の成績をもって試験に代えることがある。

2 出席回数が、授業日数の3分の2を満たさない場合は、その授業科目を不可とすることがある。

3 一度修得した授業科目は、単位を取消すこと及び再履修することができない。

(GPAの算出)

第15条の2 2011年度以降入学生のGPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、諸課程開講科目、自由科目及び第9条の2に該当する科目の単位数は含まないこととする。

(成績の評価)

第16条 2004年度以前入学生については、試験の成績は、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(F)をもって表し、可以上を合格として単位の修得を認め、2005年度以降入学生については、試験の成績は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(F)をもって表し、可以上を合格として単位の修得を認める。

(成績の質問)

第17条 学期始めに配付される成績表の記載事項に疑問のある場合は、速やかに教務課へ申し出るものとする。ただし、申し出の期限は、成績表配付の日(履修指導の日)から2週間以内とする。

(教養科目及び保健体育科目の履修)

第18条 教養科目及び保健体育科目は、各学科の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(外国語科目の履修)

第19条 外国語科目について、必修科目として英語4単位並びに選択必修科目として、英語又はその他の同一外国語4単位、合計8単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修)

第20条 専門科目(工学基礎科目、工学共通専門科目及び学科専門科目)は、各学科の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(自主選択学修の単位)

第21条 授業科目の区分別修得単位数の他に、各学科が卒業要件として認める自主選択学修の単位数を設定する。

2 自主選択学修の単位数及び対象となる授業科目については、各学科の定めるところによる。

(卒業研究Iの履修資格)

第22条 卒業研究Iの履修資格は、第7セメスターあるいは第8セメスター開始時までに98単位以上修得済みであることとする。ただし、諸課程等開講科目の単位数は、これに含めない。また、各学科の定めるところにより、特定授業科目の単位修得を条件に付加することがある。ただし、建築学科の学生は、卒業研究Iを卒業研究基礎に読み替えること。

(卒業の資格)

第23条 4年(8セメスター)以上在学して卒業に必要な所定の条件を満たし、合計124単位以上を修得した者には、教授会の議を経て卒業と認め、本学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。

(他学科の履修)

第24条 工学部の他学科の専門科目は履修することができる。ただし、履修の条件及び卒業に必要と認められる単位数は、各学科の定めるところによる。

(他学部の履修)

第25条 他学部の授業科目を履修する場合は、指定されている科目に限り、「Web履修システム」又は「履修登録変更届」を用いて、所定の期日までに登録を完了すること。

2 指定されていない他学部の授業科目を履修する場合には、所定の他学部受講届を教務課に提出して許可を受けなければならない。

3 他学部で修得した単位は、所定の基準によって、本学部の単位として認定する。

(副専攻課程の受講等)

第25条の2 本学部学生は、他学部又は他学科が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられる授業科目を履修することができる。

2 副専攻課程で修得した単位は、所定の基準によって、本学部の単位として認定する。

(6・7講時開講科目の履修)

第26条 6・7講時開講科目については、夜間主コースに在籍する学生を除き、原則、履修することができない。

(転部・転科・復学及び再入学の履修)

第27条 転部、転科または再入学の場合の履修については、原則として転入または再入学年次の履修規程を適用する。

2 休学者が復学する場合の履修については、原則として入学年度の履修規程を適用する。

(編入学生の履修)

第28条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程によるものとする。

(編入学生の既修得単位の認定)

第29条 編入学生が、編入学前の学校で修得した単位は、一定の基準により本学部の単位に換算し、これを認定する。

(他の大学における授業科目の履修等)

第30条 横浜市内大学間単位互換協定大学で、単位互換履修生として授業科目を履修し修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学部の単位として認めることがある。

2 前項のうち、各学科が卒業要件として認める自主選択学修の単位数を上限とし、自主選択学修の単位として卒業要件に算入できる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価を別に定める一覧表に基づき本学部の履修科目として単位認定することがある。

2 前項の認定単位は、前条に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。

3 1項の認定基準については、別に定める。

(新入生の既修得単位の認定)

第32条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学した学生、若しくは科目等履修生が、新たに本学部の第1年次に入学した場合の既修得単位は、第30条及び前条に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

3 単位の認定は、入学年度の4月に行なう。

4 単位の認定を希望する者は履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(留学により修得した単位の認定)

第33条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本学部の単位として認定することがある。

2 前項の認定単位は、第30条、第31条及び第32条に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。

(教職課程の授業科目)

第34条 教育職員免許法に基づく教職課程の授業科目の履修については、別に定めるところによる。

2 教職課程開講科目(教職に関する科目)の単位は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。

(図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科目)

第35条 図書館法及び学校図書館法に基づく図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科

目の履修については、別に定めるところによる。

- 2 前項に定める授業科目は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。  
(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、工学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2001年3月15日に改正し、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2004年3月4日に改正し、2004年2月1日に遡り施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日に改正し、2006年度入学生から適用する。ただし、2005年度以前の入学生については、なお従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、2008年2月28日に改正し、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年12月18日に改正し、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年3月25日に改正し、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月3日に改正し、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年2月9日に改正し、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年3月2日に改正し、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2014年1月29日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年3月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。